

設計・工事等請負仮契約書（案）

令和6年2月5日に落札した「大治町スポーツセンターリノベーション事業」について、発注者 大治町 と 請負者 には、次のとおり設計・工事等請負仮契約を締結する。

- 1 工事名、工事場所、工期、工事内容等の入札条件は、本契約において変更することとはできない。
- 2 請負金額は落札金額によらなければならない。
- 3 本契約は、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月19日条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を得た場合に締結する。
- 4 議会の議決を得るまでの間に、請負者が大治町スポーツセンターリノベーション事業入札説明書の「第2章3 応募者の入札参加資格等」（以下「入札参加資格等」という。）に記載ある入札参加資格等を欠く事態が生じた場合（ただし入札参加資格等に記載されている「落札決定日まで」又は「落札決定までの間」とあるのは、「議会の議決を得るまでの間」と読み替えるものとする。）は、仮契約を解除し契約を締結しないことがある。この場合大治町は一切の賠償責任の責を負わない。
- 5 議会の議決を得たときには、当事者は遅滞なく本契約を締結し、これを拒むことはできない。

この仮契約を証するため、本書を 通作成し、それぞれ1通を保管する。

令和6年2月 日

発注者 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1
大治町

代表者 大治町長 村上 昌生 印

請負者